業務実施契約（現地滞在型）FAQ

2025年7月14日
国際協力調達部

項目	質問	回答
本制度適用後の専門家（従事者）の種類／現地滞在型井の適用範囲	1．JICAから派遣される専門家（従事者）の種類は以下の理解でよいか。 （1）直営の長期専門家⇒公募型で推薦をうけた者（省庁、その他、主管部） （2）直営の短期専門家⇒従来通り （3）業務実施契約（現地滞在型）による長期専門家 1）法人専門家（プロポーザル及びプレゼンにより選定） 2）個人専門家（同上） （4）現地滞在型専門家に準拠する業務実施契約の短期専門家（今後、新設されますでしょうか。） （5）業務実施契約及び業務実施計画（単独型）に基づく従事者 2．現地材滞在型の対象範囲に省庁推薦や現行派遣中の専門家への適用はあるのか？	1　JICAが派遣する専門家の種類は、以下の通りとなります。 （1）長期専門家 ①従来の長期専門家制度が適用されるもの：直営専門家（推薦（省庁、主管部、その他）、現行派遣中の公募による専門家（延長含む） ②現地滞在型制度が適用されるもの：2025年9月以降の公示による現地滞在型専門家 （2）短期専門家（従来から変更なし） 直営専門家 業務実施契約及び単独型による専門家 2　現地滞在型制度は、公募によって人選されていた専門家に適用するものであり、主管部推薦による専門家等、それ以外の方法で人選される専門家については、現段階では、特段の制度変更の予定はありません。現行派遣中の専門家が延長される場合も従来の制度が適用となります。
主管部推薦	現在、直営の公募ポストを2回公募にかけても適当な方が見つからない場合、競争を経ずに指名が出来た（主管部推薦？）と理解しているが、これは今後も同様か。 その場合、現地滞在型としての公示をかけても適当な方が見つからない場合、指名可能なポスト（主管部推薦？）になるのか。その場合、現地滞在型の制度の適用が想定されていたポストでも、選考方法が変わったことにより、直営の制度が適用されることとなるのか。	2回の公示をかけても適任者が見つからない場合は、主管部推薦による人選等に変更することはあり得ます。なお、主管部推薦の場合は現行の長期専門家の制度が適用されることとなります。
現地滞在型導入後の切り替え	現在、直営ポストから異なる直営ポストへ派遣される場合、その派遣期間が続く場合は「切り替え」が適用されていたと思うが、今後、現地滞在型専門家で派遣された後、派遣期間が途切れずに異なる現地滞在型のポストへ派遣される場合、同じく切り替えとなるのか。或いは、切り替えが出来ないことにより、日本滞在期間を一定程度設けることが必須になるのか。つまり派遣期間が一定程度開くポストにしか応募ができないのか。	現地滞在型では「切り替え」という用語は使用しません。同じ国における現地滞在型ポストから異なる現地滞在型ポストへの公示に応募するためには契約期間が重ならないことが条件です。前ポストの契約終了日と次ポストの契約開始日が連続する場合は、滞在を延長することになりますが特に旅行保険についてはご自身で忘れずに延長手続きをしてください。
派遣期間	これまでの公募の専門家の場合、プロジェクトの期間に拘らず（例えばプロジェクト期間が4年であったとしても）、契約・派遣期間は基本、2年間だったと思うが、これは業務実施契約(現地滞在型)でも同じか。（逆に言えば、4年間のプロジェクトで、4年間派遣される可能性もあるか。）	公募の専門家と比較し、派遣期間は柔軟となります。案件によりますが、４年間のプロジェクトで、４年間派遣として公示することもあり得ます。
プレ公示	業務実施契約(現地滞在型)は、9月3日公示分から開始予定とのことであるが、プレ公示は貴機構ウェブサイトの「コンサルタント等契約・調達予定案件情報」の所に掲載されるか。またそれはいつ頃か。	ご理解の通り、プレ公示は弊機構ウェブサイトの「コンサルタント等契約・調達予定案件情報」の所に掲載します。現行、単独型と同様のスケジュールを想定しています。
プロポーザル評価	業務実施契約(現地滞在型)は、基本的に業務実施契約(単独型)に準じて選定を行うとのことであるが「簡易プロポーザル評価項目及び配点」についても、簡易型に準ずるか。	ご理解の通り、単独型と同じ評価項目及び配点を想定しています。
プロポーザル評価基準	業務実施契約(現地滞在型)では、見積書の提出は、プロポーザル提出とプロポ評価上位二者によるプレゼンテーションの後に行われる為、価格評価は行われないという理解でよいか。	見積書の提出は、プロポーザル提出とプロポ評価上位二者によるプレゼンテーションの後に行いますので、価格評価は行いません。
個人の応募時プロポーザル	個人応募の場合、コンサルタント会社所属の専門家と比較して、応募案件に関する情報量が圧倒的に少なく、プロポーザル内容の精度やレベルで不利になるケースがあると想像。事前に類似案件の過去報告書などの資料を提供して頂くなどの便宜を図り、情報量の違いによるプロポーザルの精度の差を縮める措置をとって頂きたい。	応募に際し、プロポーザルの作成に必要な情報につきましては、極力公示の際に提供させていただきます。
プロポーザル応募資格（年齢）	これまで、パートナーで募集する在外の長期専門家については、派遣時に70歳未満であることが条件となっていたが、他方で、コンサルタント契約で派遣の場合の年齢制限はなかったという理解。今回の改訂により、現地滞在型制度では、年齢制限が廃止されるという理解でよいか。	コンサルタント契約と同様に年齢制限は、基本的にありません。なお、パートナーで募集する（公募）の長期専門家の年齢制限は、2023年に廃止されています。
現地納税	現地で個人所得税などの納税は発生するのか。	技術協力協定その他の国際約束で専門家に対し、国外から送金される給与及び手当に対して課される所得税を含む租税及び課徴金は免除されることとなっています。
他業務の兼業	社員を現地滞在型で長期派遣する場合、当該社員は他の業務（業務実施型契約の団員）に従事することは可能なのか。	現地滞在型で業務に従事いただく場合は、他業務への従事を認めておりません。
技プロへの現地滞在型専門家のアサイン	技プロに現地滞在型の専門家を提案することは可能とのことだが、回答にあった「JICAからの条件」というのはどのようなものが想定されるか。 例えば、専門家の業務地外（第三国）での提案も可能となるのか？その場合、技プロ側での報酬・日当宿泊費等の見積は通常のとおり計上が可能となる一方で、専門家の業務地での報酬等が減額となるのか？どのようなケースであれば技プロへの提案が可能となるのか、条件等を明確に提示いただきたい。	新規技プロについて、複数の団員の中で、ある専門性の団員については、長期で張り付けたほうがよいという判断があった場合、現地滞在型のスキームを活用できる可能性があると考えています。 この点については、まずはJICAが業務実施契約の公示資料にて、現地滞在型を想定したうえでの発注に対し、ご提案をいただくことから始めたいと考えています。 他方で、通常の団員とは待遇等が異なることから、現地滞在型の制度がある程度定着した段階で、個別案件ごとに検討していく必要があると考えています。その際は、個別案件の公示情報にて明示しますので、ご確認ください。
報告書（言語）	半年ごと、四半期ごと、業務完了報告書については、英語で作成してもよいか。報告書の種類が増えることで、「専門家による業務外の事務作業削減」以上の追加の報告業務が生じては意味がないので、所属先省庁に提出するものと互換性を持たせ、作業の無駄をなくしていただきたいと考える。	四半期ごとの報告書（3か月報告書）については、和文で作成いただく必要がありますが、受注者の方の業務を増やさないために非常に簡単な内容を想定しています。半年ごとの報告書（進捗報告書）及び業務完了報告書の言語については、案件ごとに担当事業部と相談、調整ください。
3カ月報告書の検収	3カ月報告書の報告内容と調達部による検収の内容について教えていただきたい。 法人契約の場合は、前金払いと部分払いを活用することにより請求回数を少なくすることは出来ないか。	3か月報告書の内容については、簡易なものを想定しています。様式については、ガイドラインに添付します。 法人の場合も支払回数は同じで考えています。3か月報告書や請求方法についてはなるべく簡易となるような様式、手順を考えています。
報告書（フォーマット）	6ヶ月毎の業務進捗報告書フォーマットに関し、従来の公募型の報告書または業務実施契約のモニタリングシートのどちらにより近い形になるのか。	報告書のフォーマットについては、基本的には、従来の公募型の報告書を想定しています。
赴任時航空券手配	赴任時の航空券の手配は受注者が行うとのことだが、JICAから一定額の旅費が前払いされ、その上で受注者が自由にフライト（クラス、ルート等）を選べるということか。あるいは、フライト選定における一定の条件が提示されるのか。	航空賃は正規割引航空賃を上限に、合理的かつ経済的なものを選んで購入いただくこととしており、航空券のクラスについては、業務地と格付けによって制限されます。ルートについては、乗り換えが非常に不便等の特別な状況がある場合を除き、基本的には最安のものを選択いただきます。航空券の購入代金については、JICAが前払いで支払いますが、実際の購入については、受注者様自身で行っていただく必要があります。
安全管理（旅行）	安全管理について、旅行制度の申請・承認はなくなるとのことだが、従来は安全管理上認められていなかった地域への旅行も、自己責任の下で自由に行うことができるのか。また、例えば事務所長承認の地域への（業務・私事）旅行等も、特に申請は不要か。	各国において、業務渡航及び一般渡航についての安全対策措置を定めておりますので、それらを遵守したうえでご対応ください。
安全管理（住居費）	「住宅防犯への追加的な予算措置はない」とあるが、今まで支給されていた防犯に関する費用(電気フェンスの設置など、インフラ面と、セキュリティアラームや警備員の費用)などについては、住居手当に相当額を上乗せされて支給されるということか。それとも対応が必要な場合、自費で支出せよということか。 アフリカの首都では安全な地域で住居を借りようとすると、住居手当上限額でも足が出るが、防犯については個人が自己責任で自費で対応せよということか。	ご理解の通り、直営専門家において支払われている防犯に関する費用は、住居費に上乗せして含まれています。アフリカにおいても同様となっております。
健康管理費	「健康管理費は全世界共通」、また「不健康地や高地の分は見合いで」ということであったが全世界共通の場合、アフリカや南米に赴任する人はコスト面で不利になるが考慮されないということか。	健康管理費は、旅費ではなく、広く健康管理のための費用であり、全世界共通となっています。
出産時の産休	産休についてはどのような制度か。妊娠・出産等があってもそれを原因として契約が不利になったり、継続できなくなることの無いような制度の構築をお願いしたい。	受注者本人の出産の場合は、契約の一時中断を可能とし、産前産後休暇見合いの日数を上限に報酬単価の一部の支払を行うことを想定しています。詳細はガイドラインに記載予定です。
教育費（現地在住）	「業務地在住の場合、教育費は支払い対象外」とありますが、業務地在住とはいつの時点となるのか、明確な定義があれば教えほしい。	プロポーザル提出時点での居住地で判断します。
教育費	インターナショナルスクールにしか通ったことが無い場合、新制度でも引き続きインターナショナルスクールに通う条件に合致するか。また教育費の上限は、現在と同じか。	インターナショナルスクールの要件は、これまでのものを踏襲します。 なお、教育費の上限は、現在と変更がありませんが、計算方法は異なります。詳しくは、ガイドラインを確認ください。
休暇	休暇は1年に1ヶ月程度という見合いで、2年間で2か月を付けられるとのことだが、休暇の上限は撤廃されるのか。休暇の管理は、専門家自身が行い、JICAへの報告は不要か？	休暇の上限は撤廃されます。1年に1か月程度を目途に、休暇については日数管理は行いませんので、見合い分の日数に留意しつつ、適宜取得いただいて結構です。なお、JICA事務所へは、安全管理等を目的とした移動届の提出が必要となります。
共済会	住民票を国外転出することになるが、共済会加入がなくなり、海外旅行保険に加入するようにと伺っている。従来は共済会により支払われていた歯科治療や既往症治療については、専門家として、今後どのように対応すればよいのか。また一時帰国中の検診や治療については、国民健康保険にも頼らずに全額自費で対応せよということだと思うが、健康管理の部分にこのあたりの費用も加算されているのか。	必要に応じて、歯科治療や既往症への対応が可能な保険に加入いただく等ご検討ください。